

## 新潟市入札等評価委員会委員公募要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、新潟市入札等評価委員会の委員を公募するための手続について定めるものとする。

### (公募委員定数)

第2条 公募委員の定数は、1人とする。

### (募集方法)

第3条 公募は、募集案内を「市報にいがた」及び新潟市のホームページに掲載することにより行うものとする。

### (応募資格)

第4条 応募により委員に応募できる者は、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 新潟市に住所を有する者
- (2) 依頼予定日以前の3年間に建設工事又は建設コンサルタント会社の代表者、役員又は従業員となっていない者
- (3) 新潟市の他の附属機関等の委員となっていない者
- (4) 公募の年の4月1日現在で満18歳以上の者
- (5) 平日昼間の委員会に出席し、発言が可能な者

### (応募方法)

第5条 応募者は、作文に住所、氏名、生年月日、性別、職業（過去3年間の職歴を含む）、連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）を添えて応募するものとする。

### (選考委員会)

第6条 公募委員を選考するため「新潟市入札等評価委員会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）」を公募の都度設置する。

2 選考委員会の構成員（選考委員）は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 新潟市入札等評価委員会委員長
- (2) 財務部長
- (3) 都市政策部長
- (4) 技術管理課長
- (5) 契約課長

### (選考方法等)

第7条 選考委員会において作文を審査し、選考委員の合議により行う。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成15年11月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年11月1日から施行する。